

2025年(令和7年)

2/25

No. 1315

東京都トラック時報

昭和43年8月16日 第三種郵便物認可 毎月2回(10・25日)発行 1部 90円(送料別)

機関紙

一般社団法人
発行所 東京都トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8
(東京都トラック総合会館)

☎(03)3359-6251(代表)

☎(03)3359-4134(総務部広報・情報G)

《ホームページアドレス》<https://www.totokyo.or.jp/>

標準的運賃届出率88・5%

東京都トラック協会(水野功会長)が支部総力を挙げた取り組みにより、「標準的運賃」の会員届出率は88・5%に達した令和7年1月末時点。東京における届出率が低迷する状況を打破するため昨年10月、会員事業

者の届出率95%の目標を掲げ、各支部で届出促進に向けた活動を展開してきた。東ト協では、その活動期限を2月末としていることから、最後まで目標達成に向けて、未届出事業者への働きかけを継続していくこととしている。

東ト協 13支部で目標95%を達成

東ト協は2月18日、正副会長会で標準的運賃の届出状況(7年1月末時点)が全支部平均88・5%と報告した。このうち、13支部となり、過半数を達成。北・深川・江戸川・

東ト協では、会員事業者のうち、①主たる事務所が他県にある事業者

7年度計画案

ドライバーファーストに力点



東ト協 交付金事業実施計画案検討委員会 6年度第2回

「選択と集中」予算編成

東ト協は2月18日、東ト委員会(原島藤壽委員長)を開催し、ドライバーファーストに力点を置き、令和6年度第2回東京都交

業界の地位向上を目指す

予算とした、7年度事業実施計画案を審議した。冒頭、原島委員長があいさつし、「7年度の収入が減少する中で、協会はドライバーファーストに力点を置きながら、標準的運賃の届出促進や、健康診断受診率の向上をはじめ、健康起因事故の改善など、的確に対応し、引き続き業界の地位向上に向けて活動していきたい。限られた財源をもとに業界が直面する諸課題をどう解決していくか、協会の事業をどう展開していくか意見をいた

う経費1721・6万円、健診助成事業の正式拡充に伴う経費6000万円、Eラーニングの導入に向けた新たな助成に伴う経費を計上する。その一方で、既存事業を実績に基づく見直しにより、26事業合計で6197・3万円の経費を削減する。

3月10日会場・オンライン

関東トラック協会(会長・水野功)東京都トラック協会の3月10日、関東運輸局・経済産業省関東経済産業局・農林水産省関東農政局・東京労働局をはじめ各県労働局との共催で、「物流の2024年問題に関する4年問題に関する説明会」(Web併用)を開催する。

申込3月6日まで

関東協 物流の2024年問題説明会

関東トラック協会(会長・水野功)東京都トラック協会の3月10日、関東運輸局・経済産業省関東経済産業局・農林水産省関東農政局・東京労働局をはじめ各県労働局との共催で、「物流の2024年問題に関する4年問題に関する説明会」(Web併用)を開催する。

説明会に関する問い合わせは、関東運輸局自動車交通課(045・211・7248)。

物流改正法施行で説明会

国土交通省・関東運輸局・全日本トラック協会・東京都トラック協会は2月20日、横浜市の横浜第二合同庁舎で、トラック運送事業者向けの「物流改正法に関する説明会」(Web併用)を開催。4月1日からの施行に先立ち、国土交通省が物流改正法の改正内容やトラック



関心高く参加者は定員に

う時に、委託先への発注適正化(健全化措置)を講ずることを努力義務化する。とともに、前年度の利用運送量が100万ト以上の事業者に対し、健全化措置に関する運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任および国土交通大臣への届出を義務付け

都の届出率(会員・非会員を含む)は6年8月末時点で37・1%。兵庫に次いで全国で下からワースト2となるなど、低迷する状況にあった。これが東ト協の届出促進に向けた活動の展開により東

紙面あんない

物流改正法、事業者の取り組むべき措置
東ト協、適正化事業指導委員会
7年度の交付金事業実施計画案
東ト協三組織合同新年会・セミナー開催
全ト協青年部会が全国大会開催

7 5 4 4 2

古紙パルプ含有率80%再生紙を使用 R230



Zoom参加
二次元コード



会場参加
二次元コード

省交国 物流改正法施行に伴う 事業者の取り組むべき措置等を策定



トラックドライバーの受渡しごとの荷待ち時間等について、原則として目標時間を1時間以内と設定しつつ、業界の特性その他の事情によりやむを得ない場合を除き、2時間を超えないよう荷待ち時間等を短縮するものとする。なお、1回の受渡しごとの荷待ち時間等が1時間以内である荷主等については、その継続及び改善に努めるものとする。

【運転者1人当たりの1回の運送ごとの貨物の重量の増加】

令和10年度までに、全国の貨物自動車による輸送のうち5割の車両で50%を目指し、全体の車両で44%への増加を実現するものとする。また、1運行当たりの輸送効率の向上に当たっては、重量ベースだけでなく、容積ベースでも改善を図るものとする。

陳列、ラベルの貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いその他の通常同条第一号に規定する貨物自動車の運搬の業務に附帯する業務とする。

算定される時間は、運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間(荷役等に従事していない時間を除く)とする。

・貨物自動車運送事業者等の貨物自動車運送業務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令(荷主事業所管官庁共管)

荷主が取り組むべき措置について判断基準を定めた。

・貨物自動車運送業務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令(荷主事業所管官庁共管)

このためには、現状、運転者の1運行の平均拘束時間のうち、荷待ち及び荷役等にかかる時間が合計約3時間と推計されていることを踏まえ、この1運行当たりの荷待ち時間等が全国平均で合計2時間以内となるよう荷待ち時間等を削減する必要がある。また、これを踏まえ、荷主等は、1回の受渡しごとの荷待ち時間を短縮するものとする。また、1回の受渡しごとの荷待ち時間を短縮するものとする。

また、車検の受検期間を2か月前から、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検し、2か月前から満了日まで、残存する有効期間が失われないこととしたもので、現行の「1か月以内」が延長される。

これは、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士の残業・休日出勤が発生する問題が生じていることから、車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、改正されたもの。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため、自動車損害賠償保障法施行規則を改正し、4月1日から施行される。

また、事業用貨物自動車は、3か月ごとの定期点検整備が義務付けられていることから、車検とあわせて事業者には計画的な実施が求められる。

また、車検の受検期間を2か月前から満了日までの間」に受検し、2か月前から満了日まで、残存する有効期間が失われないこととしたもので、現行の「1か月以内」が延長される。

また、車検の受検期間を2か月前から満了日までの間」に受検し、2か月前から満了日まで、残存する有効期間が失われないこととしたもので、現行の「1か月以内」が延長される。

また、車検の受検期間を2か月前から満了日までの間」に受検し、2か月前から満了日まで、残存する有効期間が失われないこととしたもので、現行の「1か月以内」が延長される。



解消に向けて論点整理

国交省は2月5日、第3回「トラック運送業における多重下請構造検討会」(座長・野尻俊明流通経済大学名誉教授)を開催した。

検討会では、前回までの議論を踏まえた上で、①上流を起源とする規律ある取引環境の形成、②下流における浄化作用の強化、③上下流を繋ぐ取引ルートの拡大――の3つの観点から、多重下請構造の解消に向けて論点を整理した。

国交省 トラック運送業における 多重下請構造検討会 第3回

国交省は2月5日、第3回「トラック運送業における多重下請構造検討会」を開催した。

国交省は2月5日、第3回「トラック運送業における多重下請構造検討会」を開催した。

国交省は2月5日、第3回「トラック運送業における多重下請構造検討会」を開催した。

国交省は2月5日、第3回「トラック運送業における多重下請構造検討会」を開催した。

国交省は2月5日、第3回「トラック運送業における多重下請構造検討会」を開催した。

高めの金利設定
※当金庫内比較

固定金利の半年複利

選べる期間
1年・2年・3年

定期預金

個人のお客さま向けのマイハーベスト

■お問合せ・資料のご請求は
テレホンバンキングセンター(平日9:00~17:00、銀行休業日を除く)

0120-299-233

■詳しくはホームページで 商工中金 マイハーベスト 検索

人を思う。未来を思う。

商工中金

本店営業部 神田支店
〒104-0028 中央区八重洲2-10-17
TEL: 03(3246)9080

副都心営業部(新宿支店・渋谷支店)
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-11-3
TEL: 03(3340)1551

東京支店
〒105-0012 港区芝大門2-12-18
TEL: 03(3437)1231

池袋支店
〒171-0022 豊島区南池袋1-21-10
TEL: 03(3988)6311

押上支店
〒130-0002 墨田区業平3-10-8
TEL: 03(3624)1161

上野支店
〒110-0005 台東区上野1-10-12
TEL: 03(3834)0111

深川支店
〒135-0042 江東区木場5-11-17
TEL: 03(3642)7131

大森支店
〒143-0016 大田区大森北1-1-10
TEL: 03(3763)1251

八王子支店
〒192-0081 八王子市横山町2-5
TEL: 042(646)3131

運輸 点描

下請法改正案を提出へ

公取委は昨年12月、11万社に実施した価格転嫁円滑化の取り組みに関する特別調査の結果を公表した。発注者に対し、受注者が「転嫁を要請した」割合は、全体では30・8%だったが、道路貨物運送業は33・0%と比較的高かったにもかかわらず、16社含まれている。

ず、「要請したすべてのサービスが引き上げられた」は全体の54・2％に対し、道路貨物運送業は37・9％と約16^{ポイント}も低かった。「すべて据え置かれた」割合も、全体の1・8％に対して2・8％と高かった。

中企庁は1月、昨年9月の価格交渉促進月間の点数化は4段階で行っており、中企庁はアイウエで示しているが、分かったりやすく優・良・可・不可で表してみた。「価格交渉して回答を得られなかった」は、全体では「優」が65・9％を占め最も多かったが、物流元請け企業は「良」が16社中9社あり、「優」は5社にとどま

価格転嫁進まぬ実態明らかに
報復措置恐れず行動する時期

「価格転嫁できた」かは、全体では「良」が69・2%を占めたが、物流元請け企業は「可」が11社

と最も多かった。

つまり、物流元・下請け関係は、価格交渉・転嫁ともに平均より1ランク低い結果となった。

国交省は、昨年11・12月のトラック・物流Gメンによる「集中監視月間」の取り組み結果をまとめ、適正な取引を阻害する疑いのある悪質な荷主や元請けに対し、423件の「働きかけ」、7件の「要請」、2件の「勧告」を実施した。勧告や要請の対象になった荷主・元請けには、Gメンによるフォローアップを継続し、改善が図られない場合はさらなる法的措置を含め、厳正に対処するとしている。

これと合わせ、昨年9〜10月にかけて全トラック事業者を対象にした実態調査の結果を公表。違反原因行為は、長時間の荷待ちが34%を占め最も多いが、運賃・料金の不当な据え置き、契約にない附帯作業とともに24%に達し、決して少なくなかった。

気になるのが、「違反原因行為がある」と回答したトラック事業者のうち、匿名のため連絡が取れない(24%)、Gメンによる追加調査を希望しない(32%)、是正指導に活用を望まない(9%)など、荷主などからの報復を恐れていることがうかがわれる。

公取委と中企庁は、下請法改正を前提に、企業取引研究会の報告書を昨年暮れに公表。約束手形を廃止する、支払いサイトを短くする、元請けと下請けだけでなく、発荷主と運送事業者との取引類型も下請法の対象とするなどとともに、執行を担保するため、「報復措置の禁止」の申告先として事業所管大臣を追加することを盛り込んだ。

つまり、トラック事業を所管する国交省に権限を与えるものであり、同省の鶴田浩久物流・自動車局長は「弱い立場の物流事業者がGメンに申告しやすい環境がつけられる」と歓迎の意を示している。

物流を変えるのは2024年問題といわれる今しかない。トラック事業者も、物流を健全な産業にしていくため、報復を恐れず行動を起こす時期にきているのであろう。

(ライター 澤田誠)

全日本トラック協会・ 日本貨物運送協同組合連 合会の求荷求車情報ネッ トワークWebKITの 成約運賃指数によると、 令和7年1月の指数は1 39で手末繁亡明の前月 件数は13万2551件 で、前年同月比2.3%	協運 ト貨 全日 WebKIT 運賃指数 上昇した。 比8%低下したものの、前年同月比12%増 成約運賃指数は3 年7月以来、43か月連続 で前年同月を上回り、引 き続き高い水準で推移し ている。 荷物情報(求車)登録	 矢崎の デジタコ・ドラレコ 今お使いのバックアイカメラの 映像を録画できます！ 詳しくは、今すぐお電話を！  矢崎エナジーシステム 特約販売店 世田谷サービス株式会社 本社 高島平 03-5727-1600 03-6906-5960 (担当：青木) (担当：磯田) ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp
--	---	---

輸送効率など改善基調も
営業利益改善には至らず

全日本トラック協会は、第128回「トラック運送業界の景況感」調査結果（令和6年10～12月期、速報）をまとめた。

それによると、実働率 21・7^ポそれぞれ改善。や実事率の向上による輸 經常損益は△2・6で8・送効率の改善と輸送数量 2^ポ持ち直した。

景況感調査
6年10～12月期

全ト協

は、景況感の判断指標は△(マイナス)18・2と前回調査(6年7～9月期)より10・9ポイント改善し、これに伴い、営業収入は3で0・9ポイントの上昇となったが、運賃・料金の水準は47・1で0・1ポイント悪化し、原価上昇が収益に影響を与え、営業利益は

△9・2で3・1
 悪化した。
 特積貨物(宅配
 を含む)では、輸
 送数量が6・5で6・5
 運賃・料金の水準は
 38・7で8・7それぞれ
 改善した。営業収入は
 3・2で1・8悪化した
 が、営業利益は△3・
 2で1・8改善した。
 次期(7年1〜3月期)



化する見込み。こうした状況を踏まえ、経常損益は△10・5で7・9ポイント悪化する見込み。

業種別にみると、一般貨物では輸送数量が0・7で0・6ポイント、運賃・料金の水準は37・9で9・2ポイント、営業収入は2・0で1・3ポイント、営業利益は△9・8で0・6ポイントそれぞれ悪化する見込み。

厚労省
雇用保険料率を改定へ
事業主負担0・9%に
厚生労働省は令和7年
4月1日から8年3月31
日までの雇用保険料率を
改定する。
改定では失業等給付費
等充当徴収保険率を10
00分の1引き下げる。
育児休業給付費充当徴収
保険率の10000分の4
を10000分の3に引き下
げる。また、失業等給付
費等充当徴収保険率の1
000分の1を1000分の
0・9に引き下げる。こ
れにより、事業主負担は
0・9%となる。昨年12
月23日に開催された第
201回労働政策審議会
職業安定分科会雇用保
険部会で引き下げ案が示
されたもので、現在正式
決定を待っている状態
にある。

国土交通省
は2月4日、
セーフティネ
ット保証5号
における「一
般貨物自動車
運送事業（特
別積合せ貨物
運送業を除
く）」の指定
が事務手続き
の誤りにより

前年比12^{ポイント}上昇

5号は、需要の著しい減少などにより中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障が生じている業種について、業況の悪化している業種を四半期ごとに調査の上、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づいて、

額とは別枠で保証を行うセーフティネット保証5号の利用が可能となる。なお、認定とは別に、金融機関および信用保証協会による審査がある。

国交省は、今回の指定漏れについて陳謝し、今後、同様の事務手続き誤

17・1%で同1・3^{ポイント}減
少した。

手不足や物価高の影響が
 続くと予測し、景況感の
 指標は△26・6で8・4
 位の悪化となる見込み
 は△1・3で1・9位の悪
 化となる見込み

実働率は0・6で1・
 2位の改善するが、実車率
 は△1・3で1・9位の悪
 化となる見込み

進まないコスト増分転嫁
 次期見通しも厳しい状況

量が3・2で3・3に悪化するが、運賃・料金の水準は41・9で3・2に改善する。これに伴い、営業収入は6・5で3・3で、営業利益は3・2で6・4にそれぞれ改善する見込みとなっている。

降率の100.0分の3・5は維持する。
 トラック運送事業を含む一般の事業(農林水産・清酒製造および建設の事業以外)では、4月から100.0分の14・5となる。このうち、事業主負担
 雇用保険料率の引き下げは平成29年度以来、8年ぶりとなる。
 事業主は4月1日以後、最初に到来する締日より支給される給与から適用が必要となる。

「一般貨物」が指定漏れとなっているのは令和7年1月〜3月の間で、国交省と中小企業庁との協議の結果、2月下旬から3月上旬を目途に追加指定する。

セーフティネット保証

(告示)を行っているもの。この指定を受けた業種に属する事業を営む中小企業者は、売上高などの減少につき市町村長または特別区長の認定を受けることにより、信用保証協会から通常の保証限度を求めている。



矢崎の デジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの
映像を録画できます！

詳しくは、今すぐお電話を！



矢崎エナジーシステム 特約販売店

世田谷サービス株式会社

本 社

高島平

03-5727-1600

03-6906-5960

(担当・青木)

(担当・磯田)

ホームページ <http://www.setagaya-yss.co.jp>

E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp



7年度事業計画案を審議 Gメン調査員活動を展開

承認した。冒頭、菊池委員長があいさつし、「事業者には、輸送の安全と安心の確保が求められている。適正化事業では、巡回指導などを通じて事業者が法令に従い、適正な事業運営を行うために、荷主や社会、国民から信頼されるよう、事業者の支援に取り組んでいる。昨年からの適正化事業実施機関による事業実施結果などを報告するとともに、7年度実施計画(案)を審議・

いるが、新規雇用者健診の未実施、受診対象者の未実施は前年同期比で減少しており、事業者の健康診断に対する重要性の認識が高まっていることが背景にある。

この後、7年度実施計画(案)について審議した。通常巡回指導は年1340事業所、個別指導は年180事業所を予定し、引き続き、巡回指導の総合評価がD・E評価の事業所に対して重点的に巡回指導を実施し、改善を図っていく方針だ。物流の適正化のための情報収集・調査などでは、貨物自動車による物流の適正化に向けて、適正化事業調査員(Gメン調査員)を選任し、貨物自動車運送事業者から情報収集および国のトラック・物流Gメンによる、荷主・元請事業者に対する調査などを実施することとした。

また、今年度の貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の認定状況について報告した。全認定事業所数は2万9069事業所で、車両数5台以上事業所の認定率は33・9%、東京都内の認定事業所数は527事業所で、同認定率は96・3%となっている。

このほか、D・E評価事業所に対する巡回指導の実施状況や、Gメン調査員の業務について説明し、認定条件に合う指導員を可能な限りGメン調査員に指定し、活動を活性化していく。

東ト協 7年度 交付金事業実施計画案

東ト協の令和7年度交付金事業実施計画案は、業界が抱える諸課題に的確に対応するため、従来の発想にとらわれることなく、柔軟な思考や大胆な発想により新規事業について積極的に検討し、基本的な考え方として、課題の解決に向けた効果的な予算を計上することなどについて取りまとめた。

7年度計画案では、ドライバーファーストに力点を置き、待遇改善、健康管理、安全教育の新規事業に重点配分するとともに、既存事業の実績に

基づく見直しによる経費削減を進める「選択と集中」予算とする。

事業別の予算案・施策は次の通り。

「輸送の安全の確保に関する事業」Ⅱ予算案1億8334・6万円(前年度比7・6%増額)

「新規事業」

▽Eラーニング導入に向けた新たな助成制度等(拡充事業)

▽定期健康診断受診費用助成の1人当たり助成額および件数の増額

1人当たり1000円

「サービスの改善及び向上に関する事業」Ⅱ予算案7245・8万円(前年度比13・3%減額)

「継続事業」

▽省エネ対策用機器導入補助

▽近代化基金による融資あつせん(利子補給金の減額)

▽CNGトラック導入補助(助成台数の削減)

▽EVトラック導入補助(助成台数の削減)

「適正化に関する事業」Ⅱ予算案6209・5万円(前年度比0・2%減額)

「新規事業」

▽適正化事業調査業務の通年実施開始(人員増)

「交付金事業の運営管理」Ⅱ予算案7161・8万円(前年度比9・0%減額)

「継続事業」

▽支部活動運営費補助

東ト協 経営者セミナー

特定技能外国人 ドライバーの採用について

東ト協は3月19日、令和6年度経営者セミナー「物流業界の危機を救う!特定技能外国人ドライバー採用徹底解説」を開催する。参加費は無料。時間は午後2時〜3時、会場は東ト協総合会議室。講師はTDGホールディングスグループCEOの加藤光一氏。内容は、特定技能労働者採用の流れや、運転免許の切り替えの具体的な手続きなどについて解説する。

東ト協会員事業者の経営者・役員・管理者などを対象に開催するもので、定員は60人(定員になり次第、受付終了)。申し込みは3月17日まで。東ト協ホームページ/セミナー情報の開催案内「受講申込フォーム」から行う。

▽問い合わせ先Ⅱ東ト協業務部教育研修・輸送G(☎03・3359・4137)

ドラコン出場選手を募集中

協東第46回 東ト協は、協会ホームページ(HP)で、令和7年度・第46回「東ト協ドライバー・コンテスト」の出場選手を募集している。受付期間は3月19日まで。

東ト協ドラコンは、警視庁交通部との共催により、安全運転の知識・技能向上と、都民に信頼されるプロドライバーとしての意識高揚を図る目的で実施しているもの。全日本トラック協会主催の第57回ドラコンに出場する、東京都代表選手の選考を兼ねて実施する。

昨年の第56回大会では、東京都代表選手がトレーラ部門で優勝。これに続き、日々の安全運転を実践するため培った知識と技能を競いプロトラックドライバー日本一を目指して、多くのドライバーに積極的に参加するよう呼びかけている。

開催概要(日程・会場)は、次の通り。

「学科競技」

4月24日(木) 13時30分から受付、14時15分開始/東ト協総合会議室

※中止の場合、4月28日(月)に変更

「実科競技」

5月25日(日) ①トレーラ部門・女性部門(トレーラ選択者) 8時から受付、8時20分開始、②一般部門・女性部門(2人・4人・11人選択者) 10時から受付、11時開始/警視庁府中運転免許試験場

※中止の場合、学科競技の成績順で優勝者を決める

「表彰式」

6月2日(月) 14時30分から受付、15時開始/東ト協総合会議室

軽油の価格

☆スタンダード	平均 = 143.7円
☆ローリー	平均 = 130.7円
☆元売り発行カード	平均 = 139.0円
☆ディーラー発行カード	平均 = 137.9円

1ℓ当たりの軽油価格
1月分
(東ト協調べ)

協会 日誌

- 【2月1〜15日】
- 1日 運行管理者試験事前講習会
 - 3日 労務講習会▽鉄鋼専門部会安全環境委員会
 - 4日 広域輸送基地運営訓練▽労務講習会
 - 6日 ロジ研海外研修(〜8日)▽労務講習会
 - 7日 会 労務講習会▽支部事務局事務長会議
 - 8日 運行管理者試験事前講習会
 - 10日 未来型グリーン・エコプロジェクト検討小委員会
 - 12日 三組織合同セミナー▽同新年会
 - 13日 海上コンテナ専門部会業務委員会
 - 14日 食糧専門部会米穀委員会
 - 15日 本部健康診断
- 【3月1〜15日】
- 7日(金) 14時Ⅱ運輸安全委員会(東ト協総合会議室/Web併用)▽15時Ⅱ食糧専門部会米穀委員会(東ト協総合会議室/Web併用)
 - 11日(火) 12時30分Ⅱ近代化基金運営委員会(東ト協総合会議室)▽13時30分Ⅱ東京都交付金事業審議委員会(東ト協総合会議室/Web併用)▽15時Ⅱ正副会長会(東ト協総合会議室)
 - 12日(水) 10時30分Ⅱ税制金融委員会(東ト協総合会議室/Web併用)

日程ボード

学科	4月24日
実科	5月25日
表彰式	6月2日

「競技部門」

一般(2人・4人・11人)・女性・トレーラの5部門

※一般2人部門は、東ト協大会のみの開催

※各部門の参加者が複数か、各部門の上位5位までの者を表彰

▽事業所表彰

最優秀者の所属事業所を表彰

詳細は、東ト協ホームページまたは同封のチラシを参照。

▽問い合わせ先Ⅱ東ト協業務部交通・環境G(☎03・3359・3618)



藤田局長

性部が担当し、関東運輸局の藤田礼子局長が、「国土交通省におけるジェンダー主流化の取り組みや物流の2024年問題へ

ジェンダー主流化の取組を紹介 物流維持へ連携呼びかけ

そのような中で、2024年問

「ジェンダー」と交通セミナー」を和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されたこと、あわせてトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」により、拘束時間等の規制が強化されたと説明した。

また、物流の2024年問題への取り組みについて、物流とトラック運送事業者の働き方をめぐる現状を踏まえ、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されたこと、あわせてトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」により、拘束時間等の規制が強化されたと説明した。



三組織合同セミナー

の取り組みについて「をテーマに

東京都トラック協会ロジスティクス研究会(吉本商一)本部長・青年部(佐藤文平)本部長・女性部(原玲子)本部長)の三組織は2月12日、港区の

ともに前に向かって進む 届出率向上で結束を示す

三組織合同新年会

東ト協



数参加。来賓として関東運輸局の藤田礼子局長や、東京運輸支局の織田陽一室長、東ト協の竹内政司副会長をはじめ、各副会長・支部長などが出席した。

冒頭、女性部の原本部長が三組織を代表してあいさつをし、「今年1月に、アメリカではトランプ氏が大統領に就任し、日本経済、また私たち物流事業者にとり、混乱の事態になってくると思うが、セミナーでは藤田局長から参考になる素晴らしい話を聞くことができ

た。我々三組織で力を合わせ、東ト協の緑の下で力持ちとして頑張っていきたい」と述べた。

引き続き来賓として、東運局の織田支局長があいさつに立ち、「東京管内の標準的運賃の届出率が、東ト協会員で9割近く、非会員も含めると5割以上となった。今後は、荷主企業と粘り強い交渉に臨み、実際の運賃が上昇して、ドライバーの賃金上昇に繋がることを期待している」と述べた。

あわせて、今年4月に施行の物流改正法に伴う新たな規制措置の具体的な運用に関する説明会を3月10日に開催するため、会員事業者の参加を呼びかけた。

続いて、竹内副会長があいさつ。「国土交通省は、トラックドライバーの待遇改善を目的とした運賃水準の引き上げ、荷役の対価を加算した標準的運賃を告示したが、東京エリアでは大手荷主企業や物流事業者が多く、他県と比較しても届出率が低かった。そこで協会本部として、水野功会長の下、三村偉一郎副会長を先頭に届出率95%を目標と設定し、各支部に対して届出の促進に向けた取り組みをお願いしていた。その結果、1月末時点で全体の届出率は88・5%に達し、13支部が目標を達成した。各支部では、通常業務に加え、支部長をはじめとした支部役員や、事務局に大変な苦勞をかけたと思う。その苦勞と努力に対して心から感謝する」と謝辞を述べ、「2月末まで届出強化期間としているので、さらなる届出率アップに力添えをお願いする」と協力を求めた。

この後、ロジ研の吉本本部長が「三組織がともに前に向かって、新しい取り組みを進めていく1年としたい」と述べ、乾杯の発声のもと、歓談となった。会場では歓談がなされる交流を深めたい」と述べた。

健康起因事故未然防止へ

健康診断と事後措置を

東ト協は2月17日、東ト総合会館で、「定期健康診断と事後措置を

に基づく従業員の健康管理について解説した。長濱氏は、貨物自動車運送事業法や労働安全衛生法、道路交通法などに基づき、法令で健康状態の把握や定期健康診断、安全配慮措置などが義務付けられて

定期健康診断 フォローアップセミナー

いるとし、健康

トレーラの安全対策フォーラム

冒頭、三村部会長があいさつに立ち、「我々の使命は『安全・安心な輸送の実現』であるが、トレーラは積んでいる荷物を重く、車両自体も大き

全ト協 鉄鋼部会



全日本トラック協会鉄鋼部会と東ト協鉄鋼専門部会(ともに三村文雄部会長)は2月18日、東ト総合会館7階大会議室で、令和6年度「トレーラの安全対策フォーラム」(Web併用)を開催し、全国の部会員事業者をはじめ、関係行政や荷主企業の担当者などが参加した。

冒頭、三村部会長があいさつに立ち、「我々の使命は『安全・安心な輸送の実現』であるが、トレーラは積んでいる荷物を重く、車両自体も大き

「鉄鋼製品輸送では、荷役作業の負荷が大きく、安全リスクが高い。ドライバーの高齢化が進んでいる中、作業の負担を軽減するため、軽労化・自動化に向けて、荷主企業として改善を進めていきたい」と述べた。

職場の健康管理を

課長補佐の黒崎光太郎氏が「トラック運送事業における事故防止について」をテーマに、それぞれ講演した。

このほか、事業者発表として富士興業陸運部輸送課長の笹田勝治氏、彦新代表取締役社長の彦田敬輔氏、トヨタ・コニック・アルファプロジェクトマネージャーの西間木洋暢氏がそれぞれ自社の取り組みを発表した。

なお、フォーラムには来賓として、東京労働局労働基準部監督課課長の神子沢啓司氏、警視庁交通部交通総務課交通安全組織係長の末次宏明氏が出席した。



健康起因事故が多発していることから、事故を未然に防止するため、健康診断の必要性やドライバーの健康管理の重要性について、それぞれ事例を交えて紹介し、事業者の安全配慮義務をはじめ、必要な対応について説明した。

また、生活習慣から始まるメタボリックシンドロームとされる「高血圧」

「糖尿病」「高脂血症」は、健康結果の異常値から把握できる病気と説明。それらの病気を起点として、症状のな

また、交通事故発生の原因となる病気として、①脳血管疾患、②心臓疾患、③大血管疾患、④呼吸器系疾患、⑤消化器系疾患などについて、各症の健康起因事故防止に

働き方改革の推進へ取組 安全ガイドライン周知を



局防
東陸
連携・協力促進協議会

樹労働基準部長があいさつし、「協議会は、陸上貨物運送事業の労働災害を減少させるため、荷主と陸運事業者に荷役作業の安全対策ガイドラインなどの普及促進を図ることを目的として、元年度以降、毎年実施している」と述べ、「6年の労災発生状況は死傷者数は前年比で減少する一方で、死亡者数は1人増加した。依然として、荷役作業中や荷主先での

東京労働局と陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会は2月6日、東ト総合会館で、令和6年度「荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会」を開催した。冒頭、東労局の岡田直

進を図ることを目的として、元年度以降、毎年実施している」と述べ、「6年の労災発生状況は死傷者数は前年比で減少する一方で、死亡者数は1人増加した。依然として、荷役作業中や荷主先での

クドライバーの働き方改革推進に向けた取り組みを説明。取引慣行の改善に向けて、労働基準監督署による荷主への要請、トラック・物流Gメンへの協力、関東運輸局・東京運輸支局と連携した周知広報を展開。トラック運送事業者を支援するため、働き方改革支援助成金、働き方改革推進支援センターを紹介した。また、東運支局の佐藤義尚首席運輸企画専門官が、物流の適正化に向けた取り組み、トラック・物流Gメンの現状などについて説明。物流改正法の施行に伴い、荷主や物流事業者へ規制の措置が実施されることから、トラック運送事業者や荷主

大型貨物車の側面ガラス 視認性確保へ指導徹底を

警視庁交通部

警視庁交通部は2月6日、東京都トラック協会を通じて会員事業者に対して、交通総務課長名で「大型貨物自動車に対する交通安全指導教養のお願いについて」を發出し、運転者への指導徹底を求めている。

今年2月、練馬区内で発生した大型貨物自動車に関与する死亡事故において、当該大型貨物自動車が、助手席側のドア下部に設置されている側面ガラス(安全窓)部分に、ポリタンクなどを置いていたことにより、その視認性が阻害され、安全確

認に支障を来している状況で走行していたことが確認された。大型貨物自動車において、安全窓の視認性が積載物によって遮られている場合は道路交通法では、ステッカーなどによって塞がれている場合は、道路運送車両の保安基準に抵触する恐れがある。これらの違法状態は外形的に確認できることから、運転者だけでなく、その運行を管理・指導する立場の者にも責任の一端があるとして、貨物自動車運送事業者に対して道路交通法をはじめとする関係法令を遵守するよ

東京都 放射第7号線 西側1キロメートルを部分開通



東京都は2月16日から、東京都市計画道路幹線街路放射第7号線の練馬区西大泉2丁目から同区西大泉5丁目までの約1.0キロメートル(西側区間)を暫定的に交通開放した。幅員25メートル、このうち車道は11メートルの2車線。

違反別		営業用トラック関与の交通事故												令和7年1月末	
発生件数	計	安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドルブレーキ	信号無視	徐行違反	右左折	その他				
		1当件数	1当件数	1当件数	1当件数	1当件数	1当件数	1当件数	1当件数	1当件数	1当件数				
大型	19	5	2	4	0	0	1	0	0	0	7				
		6	1	3	0	0	0	0	0	0	12				
中型	22	±0	±0	+1	-1	±0	-1	±0	±0	±0	+3				
		7	6	4	1	0	2	1	0	0	1				
普通	30	+4	+3	+2	+1	±0	+2	+1	±0	-1	+2				
		8	14	2	2	1	1	1	0	0	11				
合計	77	9	13	5	2	1	1	1	0	0	20				
		-2	+4	-3	+1	±0	+1	+1	±0	±0	-2				
死者数	177	36	19	15	3	5	8	2	2	0	6				
		36	19	19	3	5	8	2	1	0	26				
合計	223	+5	+10	+4	+1	+4	+5	-2	±0	±0	-13				
		56	41	25	6	6	12	4	2	0	25				
死者数	223	58	39	31	6	6	11	4	1	0	67				
		+7	+17	+4	+2	+4	+7	±0	±0	-1	+30				
合計	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

注：営業用貨物車の関与事故件数とは、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。
※表中の(前年比)は、関与事故件数のもの。

たくさんの笑顔が走る 首都東京

令和7年1月末現在の都内全域の交通事故発生件数(本年累計)は2,441件で、前年同期比74件増加し、死者数は11人で前年同期比1人の減少となった。営業用貨物車の関与事故(「違反別」表の下段「注」参照)発生件数(本年累計)は223件で、前年同期

を対象に、オンライン併用で説明会を開催すると述べた。さらに、東京都トラック協会の山崎正事務理事(陸災防東京都支部会専務理事)が働き方改革関連法案への対応、人材確保、標準的運賃・料金の促進などの取り組みについて説明。協会では、会員事業者の届出目標を95%とし、12月末現在で82.7%、1月末では約90%と目標に迫る状況を見守る。また、働き方改革推進支援センターを紹介した。また、東運支局の佐藤義尚首席運輸企画専門官が、物流の適正化に向けた取り組み、トラック・物流Gメンの現状などについて説明。物流改正法の施行に伴い、荷主や物流事業者へ規制の措置が実施されることから、トラック運送事業者や荷主

関交協 オリジナル 冊子

運転寿命を延ばすための 視野障害対策

関交協では運送事業者の皆様とともに、交通事故削減を課題とし、様々な事故防止支援を行っております。

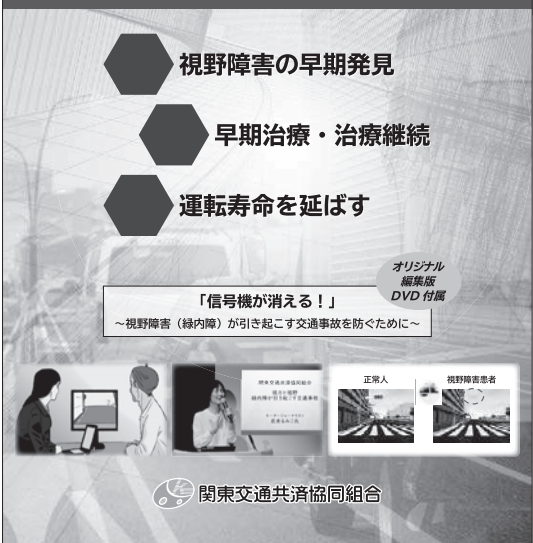
この度、視野障害が原因となる交通事故を防ぐため、事業者が取り組むべき内容をまとめたDVD付冊子を制作しました。

国土交通省事業用自動車総合安全プラン2025の施策でも挙げられた取り組むべき課題「健康に起因する事故の増加への対応」に則した指導・教育にご活用ください。



関東交通共済協同組合

運転寿命を延ばすための 視野障害対策



ご希望の方は、関交協・安全推進部まで
TEL：03-5337-1754
MAIL：ansui@kankokyo.or.jp

街道はエンタメ空間



五街道の起点日本橋



との往来や物流、情報流通の向上と、様々な機能を発揮した。

例えば宿場は、1604(慶長9)年に保土ヶ谷宿と藤沢宿間の距離と急坂を考慮し、輸送を円滑化するために戸塚宿を設けたり、1623(元和元)年には品川宿から神奈川宿間に川崎宿を設けたりと、必要に応じて拡大を図っている。また、有名な箱根の難所や関所越えを考慮し、小田原宿と三島宿から50軒ずつ移転させ、箱根宿を設置した。こうした宿場の整備は、リレ

ー方式による人やモノ、情報の迅速化を狙ったものだった。幕府は主要街道の管理のため、道中奉行を1659(万治2)年に設置。幕府の公用荷物や情報の円滑管理、街道の治安維持、宿場の取り締まりなど、街道に関する道を道中奉行の支配下に置き、治安体制の強化を図った。5街道を補完する重要路に付属街道(例えば、東海道なら美濃路・佐保路・本坂道(姫街道)、日光例幣使街道・日光男成道など)も、道中奉行の支配下に置いた。

現在までつながるインフラ整備

江戸時代の街道という、5街道が思い浮かぶ。街道整備は、江戸と全国を結びつけるネットワーク構築で、それまでの京都を中心とした交通体系の転換を図った。整備は公用・軍事目的のためで、大勢の武士団が迅速に移動できるようにと、関ヶ原の合戦(1601年)後に江戸を中心とする体制に徳川家康が着手。街道整備、助郷・伝馬・宿場の規定が設けられ、結果として人び



大宮宿/江戸幕府が作成した中山道分間延絵図から(東京国立博物館蔵)

街道整備で各地の大名に対し、参勤交代を義務化させ、大名の通行は日常的なものとなり、また「鎖国」といわれた時代でも、外国人たちの江戸幕府への往来は行われ、その一行の行列が通る街道は、異文化交流の場となった。外国人の幕府来訪は、①長

崎での貿易が認められたオランダ商館長と随行員、②朝鮮通信使、③琉球使節団がある。オランダ商館長(カビタン)一行は、貿易を許されていることに対する謝礼のため、江戸を訪れ将軍に謁見するもので、開国前までに166回も訪れていた。朝鮮通信使は、豊臣秀吉の文禄・慶長の役による、日本と朝鮮の関係悪化を対馬藩の努力で修復し、国交が回復したことにより、朝鮮側から通信の国(国交のある国)への使節団派遣で12回来日している。將軍就任を名目として、500人ほどの大規模な使節団が編成され、日本も国家威信をかけて、老中が主導者として歓迎行事を行い、莫大な費用(100万両とも)をかけたといわれる。また、通信使一行が通過する諸藩も饗応を主宰し、荷物の輸送なども負担した。琉球使節団は、將軍の代替わりに派遣した慶賀使と琉球国王の代替わりに派遣した謝恩使があり、1000〜2000人が派遣され、同行する薩摩藩士たちを合わせると、大規模な一行を形成した。

各使節団の往来は、朝鮮通信使一行では、先導する音楽隊の演奏や踊り、衣装などに異国文化を感じるなど、街道は人びとの肌で異国を感じられる空間ともなったため、大勢の見物人が押しかけ、お祭り騒ぎになるといった、朝鮮ブームも起きた。オランダ商館長一行は、江戸城奥御殿で將軍夫妻、姫君、大奥の女性、老中をはじめとする幕府高官との質疑応答だけでなく、帽子・衣類などの持ち物が回覧される「蘭人御覧」を受け、異国の風物・風習などの様子を伝えることになるが、一行は「道化芝居で、



朝鮮通信使:洛中洛外図屏風(今井町本) 左隻の部分/朝鮮通信使の行列が角を曲がって油小路通に入り、直進している。 出典『朝鮮通信使の旅』(仲尾宏 辛基英=しん・ぎす) 明石書店の孫引き

異文化交流を全身で体感する

2時間見物された」などの感想を記している。公式行事後は、通詞とともに江戸見物に出かけると、その道筋では見物人が大勢つめかけたようで、民間の学者・文人たちなどの幅広い交流もあった。そうした交流が、全国の祭礼や伝統芸能にも影響を与えた。また、琉球文化との接点ともいえるのが、葛飾北斎の『琉球八景』や、滝沢馬琴の『椿説弓張月』に見てとれる。異国からの来訪者は、異国情緒を直接体験できる一方で、幕府権威を誇示し、將軍家の地位を高める効果ももたらしていた。

ポケット



今回は函館に行きました。折しも今冬最大の寒波で、乗ろうとしていたフェリーが欠航。函館駅から吹雪の海を見ていると、石川さゆりさんの『津軽海峡 冬景色』が頭の中に流れてきました。

1854(安政元)年、幕府は米国使節ペリーとの間に条約を結んで開国し、ここ函館と下田を開港場としました。そんな背景もあり、函館には歴史的建造物が多く、坂の下で路面電車が通り過ぎる風景は、どこか外国のようです。

私は旧イギリス領事館を見学し、そこで紅茶をいただきました。大正時代に建てられた煉瓦造りの建物ですが、とても心地よい



思い通りにいかなくても 楽しむ津軽海峡の冬景色

空間でした。翌日は少し離れた大沼公園まで足を延ばして、北海道にしかないシマエナガという鳥のバードウォッチングに参加しました。シマエナガの頭はまっ白で、数羽が団子状になって集まる姿がかわいいと評判です。ただ、当日も吹雪で会えませんでした。函館最後の夜は、市内にある湯の川温泉に泊まりました。大雪の日で、歩いてホテルに着くころには雪で全身が真っ白になるほどでしたが、そのまま最上階の温泉に行きます。露天風呂に入ると、吹雪が顔を打ち付けて顔が痛い。津軽海峡を見ると、3日はあろうかという荒波。このような温泉体験も初めてでした。その後は、地酒「千歳鶴」を飲みながら、ニシン刺しをいただきます。この時期のニシンは脂がのって本当においしい。ニユースを見ると、飛行機はことごとく欠航。帰れるのか？

翌日は近くの函館市熱帯植物園に行き、温泉に浸かるニホンザルをのんびり眺めました。目を閉じて気持ち良さそうに湯に浸かる猿は、どこか自分の姿を見ているようでした。帰りの飛行機は無事飛んだものの、冬の北国への旅行は予定通り行きませんね。ただ、それでも結構楽しかったです。

やっと出会えたハチ公

ハチ公と上野英三郎博士像



渋谷駅前にある忠犬ハチ公像は、待ち合わせ場



現在、東京大学で農学博士と

して勤務していた上野英三郎博士の帰国を、渋谷駅前で毎日待ち続ける様子が銅像になったものです。渋谷駅前のハチ公像は、急逝してしまった上野博士の帰りをずっと待ち続けていますが、2015(平成27)年、東京大学弥生キャンパスの農学部アネックス前に、ハチ公と上野博士が再会した姿の銅像が建立されました。

東京大学弥生キャンパス内 「ハチ公と上野英三郎博士像」 住所: 文京区弥生1-1-1 ※農学部正門を入って左(アネックス前) アクセス: 東京メトロ南北線「東大前駅」徒歩1分

三丁目

近くの公園で恒例の梅まつりが開催中で、花見の人たちで賑わっている。厳しい寒波に見舞われながらも咲きそろい、春の訪れを思わせる◆企業経営においても景況の好転で春到来が待たれるが、まだ望み薄のようだ。東京商工リサーチの調査によれば、令和6年の全国の倒産件数(負債総額1千万円以上)は3年連続で増加し、11年ぶりで1万件を超えた。近年の相次ぐコスト増が要因だ◆引き続き物価高倒産が増えていく上、特に目立つのが求人難や人件費の増大による人手不足関連の倒産。昨年は前年の約1.8倍に達し、今年1月には前年同月の約3.1倍と急増している◆運輸業など労働集約型の業種で多いという。必要な人手を確保するには、無理をしても賃金を上げざるを得ない状況だが、人件費の増大に耐えきれず破綻に至るところが多いようだ◆ただ、運輸業では少し明るい兆しも。最近2か月の倒産件数は減少に転じている。徐々に価格転嫁が進んでいることによるものか、どうかは分からないが、現下のコスト増を乗り切るためには、さらに転嫁推進に努める必要がある。